

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、火力発電所において鳶工及び煙突掃除夫として、粉じん作業に従事していたことによりじん肺となり、平成〇年〇月〇日付け労働局長からじん肺管理区分「管理2、合併症：続発性気管支炎、要療養」の決定を受け平成〇年〇月〇日を症状確認日として、最終粉じん事業場であるA県B市所在の会社Cを管轄する監督署長に対して、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給する旨の決定を行った。

被災者は平成〇年〇月〇日からD診療所において、じん肺症にかかる療養を開始し、平成〇年〇月からは傷病年金（傷病等級第3級の2）に移行し、療養を継続していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において介護ヘルパーに意識がないところを発見され、心肺停止状態で救急搬送されたE病院において同日、死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、被災者の死亡はじん肺に起因するものである旨主張するので、以下に検討する。

(1) 提出された資料によれば、被災者がじん肺管理区分の決定を受けた時点では、被災者のじん肺管理区分は管理2であり、胸部X線写真像は第1型であったことが認められる。

一方、平成〇年〇月〇日付けのF医師による診断書(じん肺用)によれば、被災者が死亡する約4か月前である同年〇月〇日撮影の胸部X線写真像は第4型とされているところである。

しかしながら、同一の胸部X線写真について、G医師は、その意見書において、被災者の胸部X線写真像は第1型と意見しているところであり、また、E医師の依頼で行われた平成〇年〇月〇日のE病院での被災者の胸部CT像をみると、微細な粒状影が認められるものの、大陰影は認められず、従前と比較して明らかな変化はないと結論されており、じん肺症の悪化は認められていない。

(2) 次に、被災者の肺機能についてみると、平成〇年〇月〇日のじん肺健康診断結果では、%肺活量、1秒率ともに良好であるが、平成〇年〇月〇日の検査結

果では、%肺活量、1秒率が悪化していることが認められるものの、その数値は「著しい肺機能障害」とされる基準値にまでは達しておらず、G医師の意見どおり、著しい肺機能障害はなかったものと認められる。

(3) E医師は、意見書において、「平成〇年〇月 心電図肺性P ++ , 肺性心あり」としているが、H医師は、「肺性心所見認めず」とし、また、I医師も、肺性心ではないと意見しているところである。

(4) 当審査会において、D診療所において記録された被災者の心電図5部全てについて精査したが、いずれの心電図においても明らかな肺性P波は認められず、また、E病院において平成〇年〇月〇日に実施された心臓超音波検査の結果においても、右心負荷を示唆する所見は認められない。

(5) 以上のことから、当審査会も被災者の死亡に大きく関与するじん肺による著しい肺機能障害及び高度の肺性心は認められないと判断する。

(6) 被災者の死因について、H医師は、「発症経過が急激な変化であり、心血管系の病変主体と考える」とし、I医師は、「既存の動脈硬化症による虚血性心疾患による急性心筋梗塞が死因と判断される」としている。当審査会も、被災者の診療録、検査結果等からみて、被災者が81歳と高齢であり、脂質異常症であったこと、冠動脈病変と関連の強い内頸動脈において高度の硬化症が認められること、死亡に至る経過が急激であったことを総合すると、被災者の死亡は、心臓性突然死であって、じん肺症との間には相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。